

# 京田辺市文化協会規約

## (名 称)

第1条 この会の名称は、京田辺市文化協会(以下「本協会」と称する。

## (事 務 局)

第2条 本協会の事務局は、京田辺市文化協会会長宅におく。

## (目 的)

第3条 本協会は、各種団体、各自治会、各区及び個人の文化活動について支援し、京田辺市の文化の振興を図るとともに、その向上と発展に寄与することを目的とする。

## (組 織)

第4条 本協会は、京田辺市民、並びに市内在勤在学者で構成し、本協会の目的に賛同する団体で組織する。

(1) 団体とは、サークル、各支部(区・自治会)をいう。

## (事 業)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種文化行事の実施、支援に関する事。
- (2) 文化団体の育成、援助に関する事。
- (3) 各自治会、及び区の文化活動の推進と支援に関する事。
- (4) 研修会、学習会、市民発表会、及び各サークル発表会等の開催に関する事。
- (5) 市外文化団体との積極的な交流をはかる。
- (6) 文化的な活動等を活性化し、多くの市民に広めていくため、積極的に広報活動を行う。
- (7) その他、上記以外の文化活動に関する事。

## (役 員)

第6条 本協会に、次の役員をおく。

- (1) 会 長……1名
- (2) 副会長 ……3名
- (3) 会 計……1名
- (4) 事務局長……1名
- (5) 事務局次長……3名

( 役員の職務 )

第 7 条 本協会の役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する
- (3) 会計は、本協会の会計を担当する。
- (4) 事務局長は、本協会を運営するにあたり、会長の命を受け事務局会を総括する。
- (5) 事務局次長は、事務局長の命を受け事務局会の部会を総括する。

( 運営委員 )

第 8 条 本協会に、次の運営委員をおく。

- (1) 事務局員……若干名
- (2) 連盟代表者……各連盟代表 1名
- (3) 幹 事……各地域 1名

( 運営委員の職務 )

第 9 条 本協会の運営委員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 事務局員は、本会の各種事業の企画・立案及び事務の処理にあたる。
- (2) 連盟代表者は、連盟を統括し本協会の運営にあたる。
- (3) 幹事は、支部を統括し本協会の運営にあたる。

( 会議の種類 )

第 10 条 本協会は、次の会議をもつ。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 事務局会

( 総 会 )

第 11 条 総会は、連盟代表者、サークル代表者及び幹事、支部長で構成する。次の事項について審議し、出席者の過半数をもって決する

- (1) 事業活動報告
- (2) 決算報告
- (3) 次期役員の選出
- (4) 新年度活動方針及び事業計画

- (5) 新年度予算計画
- (6) 規約及び細則の改廃
- (7) その他重要事項

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会計、事務局長及び事務局次長で構成し、本協会の運営並びに各種事業に関する事項を審議決定する。

(運営委員会)

第13条 運営委員会は、役員及び運営委員で構成し、必要に応じて会長が召集する。

(事務局会)

第14条 事務局会は、事務局長が中心となり、本会の各種事業等を、次の三部会で企画・立案しそれを協議する。

- (1) 総務部会……本部事業及び広報活動に関すること。
- (2) 支部部会……自治会及び区の文化活動に関すること。
- (3) 連盟・サークル部会…各部門別の連盟・サークルの活動に関すること。

(役員等の選出)

第15条 本協会の役員及び運営委員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、会計、事務局長及び事務局次長は、役員会で推薦し、総会の承認を得なければならない。
- (2) 連盟代表は、各連盟で選出する。
- (3) 幹事は、各地域で選出する。
- (4) 事務局員は、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第16条 本協会の役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 役員が任期中途で交替する場合は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第17条 会計は、会費の徴収、経費の支出等、本協会の経理を担当する。

- 2 会計は、監査による監査を受けた後に総会に報告をし、承認を得なければならない。
- 3 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 経費は、会費、補助金、寄付金、助成金をもって充当する。

(1) サークル会員の会費は、年間1人500円(18歳未満は免除)とする。

( 監 査 )

第 18 条 本協会に監査を2名おき、本協会の会計監査にあたる。

2 監査は役員会で推薦し、総会で承認を得る。

( 顧 問 )

第 19 条 本協会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じる。

( 表彰・感謝状 )

第 20 条 本協会の発展に寄与した団体及び個人に対し、役員会の承認を得て、表彰又は感謝状を贈呈することができる。

2 細部については、本協会表彰細則による。

( サークル登録 )

第 21 条 本協会のサークルは、サークルの登録を受けなければならない。

2 細部については、本協会登録細則による。

( 後援・協賛 )

第 22 条 本協会所属の団体が事業を行う場合は、本協会の後援及び協賛を受けることができる。

2 細部については、本協会後援細則による。

( 雑 則 )

第 23 条 この規約の他、本協会の運営について必要な事項は、会長が別に定め、役員会の承認を受け決定する。

附 則

1 この規約は、平成24年4月27日から施行する。

2 この規約の施行に伴い、京田辺市文化協会会則(昭和38年12月14日施行)は、廃止する。